

(3) 主な原子力委員会決定等

年頭に当たっての所信

平成17年1月11日

原子力委員会

1. 基本認識

わが国における原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨とすることを基本方針とし、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的に、原子力委員会が定めた原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画（以下では「長期計画」という。）に則って進められています。

この活動を進めるに当たって、今日の内外の情勢を概観すれば、この際、私どもは次の諸点に心すべきと考えます。まず第一には、昨年、運転中の原子力発電所で多数の死傷者を伴う重大な労働災害が発生したことを踏まえて、亡くなられた方に対する哀悼の念と関係するご家族の方に対するお見舞いの気持ちを忘れず、原子力の研究開発利用活動において安全の確保が最優先されているかどうかをいま一度自省することが求められているということです。このことの故に、先年来回復が求められ、それに向けて様々な取組みが行われてきた原子力の研究・開発・利用の活動に対する国民の信頼がなお回復していないということを肝に銘じるべきと考えます。

第二には、科学技術の研究開発成果が地球社会の発展を牽引し、なかでも途上国経済が急速に発展しつつあることから、今後ともエネルギー需要の堅調な伸びが予想されるなかで、国内外においてエネルギー市場に対する経済的規制が撤廃され、エネルギー技術選択に際して経済性が強調されていることです。しかしながら、同時にエネルギー安全保障への取組みや地球温暖化対策、国際核不拡散体制の強化といった地球規模の課題への取組みが求められていますから、研究開発、規制、誘導の施策を通じてこれらの要請を市場条件に的確に反映することが重要と考えます。

第三には、わが国固有の事情として、近い将来人口が減少し始めることや地方分権の進展が予想されていることです。これらを国や地方と民間が直面する様々な意思決定課題の考察にどのように取り込むのか、これはこの国のかたちの将来を左右する制度設計にも係わることでありますから、将来に対する深い洞察のもとに国民の期待を踏まえてなされるべきものと考えます。

原子力委員会は、わが国の原子力研究・開発・利用の活動が今後とも上の目的を達成していくためには、関係者が「長期計画」を踏まえつつ、こうした内外の状況を的確に認識し、誠実に対応していくことが必要であると考えます。

2. 重要課題と取組みの基本姿勢

原子力委員会は、この基本認識に立って、「長期計画」に基づく政府と民間の活動状況について、足らざるを補い、目標が達成されたことについては新たな挑戦を行うことを促していきます。この活動において特に重要と考えるのは、以下の課題への取組みです。

- (1) 原子力発電がわが国社会において長期にわたってエネルギー自給率の向上と地球温暖化対策に寄与する基幹電源であり続けることを目指して、そのバックエンド対策の整備活動を継続するとともに、そのライフサイクル全般にわたる安全性、経済性を維持・向上し、こうした観点から合理的な核燃料サイクルの実現を図る。
- (2) 原子力エネルギー技術の一層の性能向上や利用分野の拡大を図るために、市場の声に耳を傾けつつ、効果的な研究開発を重点的に推進する。
- (3) 放射線、核反応を科学技術の発展及び人類社会の福祉と国民生活の水準向上に向けてより広汎に利用するために、基礎・基盤的な研究開発及びその普及啓発を推進するとともに、エネルギー利用を含むこれらの活動を支える人材確保のための教育を充実する。
- (4) 原子力研究・開発・利用の目的達成に役立つ国際共同活動や二国間及び多国間協力活動をリスク分散や相乗効果の追及、経済性の向上、国際共同体機能の強化等の相互裨益の観点に立って推進する。
- (5) 途上国を中心とした国際社会における原子力の平和利用の進展及びその前提となる国際核不拡散体制の有効性の維持・強化に貢献する。

こうした政府と民間の活動が円滑に実施できるためには、その活動が国民生活に悪影響を与えることなく、同様の効果を有する他の活動よりも費用効果比に優れ、あるいは、それらとともに行われることで相乗効果を生むことが国民に理解されなければなりません。そこで、原子力委員会は、関係政府組織と共同して、専門家、一般市民、地方自治体、政策提言集団等の広くかつ多様なセクターと将来ビジョンやそれに対する原子力の研究、開発及び利用に関する政策の貢献について対話を重ね、相互理解に至るための「広聴・広報活動」を重視していきます。

他方、この政策を踏まえて実施される政府と民間の活動の担い手が行うべき「広聴・広報活動」においては、そうした貢献に係る利益に関する情報のみならずそれがもたらす公衆安全に係るリスクに関する情報も国民と共有されることが重要です。そうした情報も共有されることによってはじめて当該活動とその推進者に対する国民の信頼が醸成されるからです。

京都議定書の発効により原子力発電が新たな社会的使命を担うことになる今年、上に述べた取組みの推進のために新たな活動が始められており、また、関係組織の改廃が予定されています。原子力委員会としては、引き続き原子力研究開発利用活動に取り組む者には当然ですが、こうした新しい活動に携わる者や新組織に対しても、その活動における事故・故障を含む多様な計画外事象がもたらす公衆安全に係るリスクを十分に低く

抑制するために必要十分な事前・事後の対策を計画・実施するのは当然のこととして、そのようにしてリスク管理活動をきちんと進めていることに関する相互理解を従業員、地域社会を含む関係者との間で確立するために「広聴・広報活動」を確実に行うことが重要だということを強く指摘したいと思います。

3．新たな計画の策定

原子力委員会は、内外の原子力を取り巻く情勢は現行の「長期計画」が前提としている情勢から変化してきていると判断して、昨年6月に新たな計画の策定作業に着手しました。年初より、引き続き上に述べた基本姿勢を踏まえて各界各層から今後のわが国社会とその中における原子力研究開発利用のあり方に関して意見を伺いつつ、策定会議で審議を重ね、今年中に新たな計画をとりまとめます。

以 上

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案について

平成17年2月22日

原子力委員会決定

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案が閣議決定されたとの報告を本日受け、当委員会は次のように考えるものです。

1. 原子力委員会は、現行の「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」において、核燃料サイクル技術については、供給安定性等に優れているという原子力発電の特性を技術的に向上させるとともに、原子力が長期にわたってエネルギー供給を行うことを可能とする技術であることから、核燃料サイクルを推進することを国の基本的考え方とするとしています。
2. 本法案は、原子力委員会が示したこの方針に基づき、使用済燃料の再処理等を適正に実施するために必要となる資金を、安全性・透明性が担保された形であらかじめ確保するための措置を整備し、より包括的な制度に整えるものと理解します。
3. 原子力委員会としては、本法案に基づく措置により、原子力発電における使用済燃料の再処理等が適正に実施されるための制度が一層充実して整備されることになることを踏まえ、核燃料サイクルが一層計画的かつ着実に推進されることを期待します。なお、本法案に基づく措置については、国民との相互理解が十分なされることが重要であり、必要となる情報の国民への提供について関係者の適切な配慮を期待します。当委員会としてもこの措置の実施に関して適宜状況を聴取し、意見を述べることとします。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する
法律の一部を改正する法律案について

平成17年2月22日
原子力委員会決定

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定されたとの報告を本日受け、当委員会は次のように考えるものです。

1. 原子力委員会は、現行の「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」(以下、「長期計画」という)において、核物質防護対策について我が国は、国際社会と核物質の不法移転や核拡散の懸念に対する取組の考え方を共有してその実現に積極的に取り組んでいくべきとしています。また、放射能の濃度がいわゆるクリアランスレベル以下の廃棄物については、放射性物質として扱う必要のないものであり、放射線安全上は一般の物品と同じ扱いができるものとし、基本的には、合理的に達成できる限りにおいてこれらをリサイクルしていくことが重要であるとしています。さらに、原子力施設の廃止措置については、その設置者の責任において、安全確保を大前提に、地域社会の理解と協力を得つつ進めることが重要であるとしています。
2. 本法案は、核物質防護対策の強化、クリアランス制度の導入、原子炉等の廃止措置の安全規制に関する規定の整備に必要な措置を講じるものであり、その内容は長期計画で示したこうした基本方針に整合するものであると判断します。
3. なお、近年、核物質防護対策の強化の一環として、枢要な機微情報を非公開にすることが国際的に求められていることから、核物質防護対策の一つとしてそのための制度が整備されるのは適切ですが、その実施段階においては、その制度の意義や、当該情報を非公開とすることの安全確保上の有益性等について国民に説明していくことが重要です。
4. また、クリアランス制度の導入については、これを踏まえて原子力施設の廃止措置から生じる放射性物質として扱う必要のない資材を再利用する仕組みを整備することにより、関係者が循環型社会の形成に貢献していくことを期待します。さらに、原子炉等の廃止措置の安全規制に関する規定の整備により、廃止措置が安全確保を大前提に着実に実施されることを期待します。なお、これらの措置が効果を上げるためには、国民との相互理解活動が十分になされることが重要と考えます。
5. 当委員会としては、法律の運用段階において適宜状況を聴取し、意見を述べることにします。

平成18年度の原子力関係施策の重点化の方向性

平成17年4月26日
原子力委員会決定

1. 現状認識

平成18年度の原子力関係施策の重点化の方向性を明らかにする観点から、我が国の原子力研究開発利用の現状に関して特に留意すべき点は、以下のとおりである。

原子力発電は、エネルギー資源の大部分を海外からの輸入に依存せざるを得ない我が国にとって、エネルギーの安定的供給の確保に寄与し、発電過程において二酸化炭素などの温室効果ガスを排出せず、エネルギー生産活動における二酸化炭素排出量を抑制することに貢献することから、供給力の増大が図られてきた。その結果、原子力発電は、現在では電力の約1/3を供給しており、基幹電源のひとつに位置づけられている。

JCO事故とそれに続く不祥事により、原子力安全確保活動に対する国民の信頼が失われたことを受けて、効果的な体制の整備を目指す行政組織や規制法制の改正が行われた。しかしながら、国民の信頼を得ていく活動が開始されて間もない昨年、美浜発電所で2次系配管破損により多数の死傷者を伴う重大な労働災害が発生したため、この活動はまだ成果を上げるには至っていない。

原子力発電が京都議定書目標達成計画等において分担している使命を確実に果たしていく等、原子力開発利用を円滑に推進するためには、安全確保活動とそれに基づいた実績に対する国民の信頼が大前提であることから、関係者は、美浜事故調査委員会の報告も踏まえて、規制法制等の運用にさらなる改善を加えることも検討しつつ、引き続き国民の信頼回復に取り組んでいるところである。

同時に、今後とも原子力発電を持続的に利用していく観点から、上の反省を踏まえつつ、核燃料サイクルのフロントエンド及びバックエンド対策を含めた現在技術とその運用のあり方について、安全性、安定性、経済性の向上に努めることはもとより、プルトニウムの軽水炉における利用の推進及び改良型軽水炉の開発についても継続的に取り組んでいる。さらに、次世代技術に位置づけられる高速増殖炉技術についても着実な研究開発を進めている。

原子炉や加速器等の発生する放射線やRIは、現在、医療・工業・農業・食料安定供給確保等の様々な分野で利用され、国民の生活の質の向上に貢献している。また、こうした利用技術とその科学の普及は、国際協力の重要課題として取り上げられており、開発途上国の発展に貢献している。こうしたことを踏まえ、この分野の技術の高度化を目指した研究開発が着実に進められている。

基礎・基盤研究の一環として、革新炉や原子炉の非電力利用に関する研究開発や、核融合によるエネルギー生産技術に関する研究開発が、原子力エネルギー利用技術に大きな革新をもたらす可能性があるとして推進されている。また、原子力研究開発施設として整備している研究用原子炉、加速器等は、原子力研究のみならず、基礎科学技術の研究、特にライフサイエンスやナノテクノロジーなどの我が国の今後の発展基盤の形成に寄与することが期待されており、最先端科学技術の研究開発に欠かせない研究インフラとなっているので、これらの維持・整備を図ってきている。

原子力研究開発をめぐることは、ITER計画や次世代原子力システムの研究開発活動のように、多くの国々が連携・協力してこれを行う動きが広がりつつある。我が国は、安全の確保と核不拡散を前提に、相互裨益と人類の福祉の向上に対する貢献の観点から、2国間協力、多国間協力や国際機関を通じて、こうした取組を主導し、あるいは積極的に参加してきている。

我が国は、原子力の研究開発利用を厳に平和の目的に限り、非核兵器国であることを堅持しながら核兵器廃絶の実現を目指す立場から、国際機関や関係国と連携・協力して、核軍縮外交や国際的な核不拡散体制の強化に積極的に取り組んできている。

原子力施設の立地地域においては、原子力施設の立地をより長期的、広域的、総合的な地域振興につなげていくため、立地地域と原子力事業者が共に発展して「共生」という共存共栄の考えが重視されるようになり、立地地域において主体的に自らの発展を目指したビジョンの構築が始められており、これに事業者、国がパートナーとして関与していくことについても検討が行われている。

2．平成18年度の施策の方向性について

以上のことを踏まえて、平成18年度の原子力関係施策の策定において重視すべき方向性を次のように定める。

安全確保活動に対する国民の信頼回復のため、原子力事業者は、原子力安全や労働安全を含むリスク管理活動及び品質保証体制の充実を図り、国は、安全研究を着実に推進してその成果を反映することも含めて、安全規制をより効果的・効率的なものとするよう取り組む。

国と事業者は、原子力平和利用活動の意義はもとより、それぞれの安全規制、安全確保活動に関し、「広聴・広報」活動を通じて国民との相互理解を深める。特に、リスクコミュニケーション活動を充実・強化し、適切な安全確保活動がなされていることに対する信頼の醸成を図る。

地球温暖化対策等に寄与する原子力発電が、長期にわたって我が国のエネルギー自給率の向上に役立つ基幹電源であり続けるよう、国と事業者は、それぞれの役割分担を踏まえつつ、協力して課題の解決に取り組む。具体的には、第一に高経年化対策の充実を図りつつ、安全確保を大前提に原子力発電の性能を向上させる。第二に、使用済燃料を再処理して回収されるプルトニウムの軽水炉における利用を推進し、高レベル放射性廃棄物の最終処分事業をはじめとする核燃料サイクルのバックエンド事業への取り組みを着実に進める。第三には、将来の軽水炉リプレース時代に備えて、改良型軽水炉の開発を進める。さらに、これらの取組を支える原子力産業の技術や人材の確保・高度化に向けて取り組む。

原子力エネルギー利用技術の一層の高度化を図るため、高速増殖炉とその核燃料サイクル技術の研究開発を着実に進める。

また、原子力エネルギー利用技術に革新をもたらす可能性のある革新的原子炉とその非電力分野への利用技術、核融合等に関する研究開発を、人類社会の長期展望を踏まえ、国際協力も活用して効果的かつ効率的に推進する。

放射線利用技術の医療・工業・農業・食料安定供給確保等の様々な分野における利用が安全かつ効果的に行われるように、所要の措置を講ずるとともに、それらの技術の利便性や性能の向上、応用分野の拡大に向けた研究開発活動を進める。

原子力研究開発や最先端の科学技術活動に欠かせない加速器や原子炉等を維持・整備し、これらを用いた基礎・基盤研究を推進するとともに、これらを国民生活の質及び人類社会の福祉の向上に貢献する科学技術の活動に供する。

我が国が第一級の研究を進めている分野での国際COE化等を目指した国際協力を進める。アジア地域をはじめとする途上国の、原子力利用を通じての技術及び経済社会基盤等の向上活動に対しては、その原子力開発利用の状況に応じた効果的な協力を進める。

国際機関や関係国と連携・協力して、保障措置制度及び核物質、放射線源のセキュリティ体制の充実を進めるとともに、国際的な核不拡散体制の強化に向けた議論等に積極的に参加していく。

国は、立地地域が主体的にビジョンを構築し、原子力事業者と共に発展して「共生」という共存共栄の取組を、パートナーとして支援する振興策を充実させる。この場合、原子力事業者にもパートナーとしてこれに積極的に協力することを期待する。

平成17年6月7日
原子力委員会決定

1. 基本認識

原子力発電は、エネルギー資源の大部分を海外からの輸入に依存せざるを得ない我が国にとって、エネルギーの安定的供給の確保に寄与し、発電過程において二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しないためにエネルギー生産活動における二酸化炭素排出量の抑制に貢献することから、供給力の増大が図られてきた。その結果、原子力発電は、現在では我が国の電力の約1/3を供給しており、基幹電源のひとつに位置づけられている。

JCO事故とそれに続く不祥事により、原子力安全確保活動に対する国民の信頼が失われたことを受けて、効果的な原子力安全規制体制の整備を目指す行政組織や規制法制の改正が行われ、国民の信頼を取り戻すための活動が開始された。しかしながら、昨年、関西電力美浜発電所で2次系配管破損により多数の死傷者を伴う重大な労働災害が発生しており、この活動はまだ十分成果を上げるには至っていない。

そこで、関係者は、京都議定書目標達成計画等において原子力発電が分担している使命を確実に果たしていくことができるようにするためには、安全確保活動とそれに基づいた実績に対する国民の信頼が大前提であるとの認識を踏まえ、美浜事故調査委員会報告において指摘された課題を解決するために、規制法制等の運用にさらなる改善を加えることも検討しつつ、引き続き国民の信頼回復に取り組んでいるところである。

また、今後とも原子力発電を長期間にわたって持続的に利用していくためには、上の反省を踏まえつつ、現在技術について、その運用のあり方も含めて検討し、安全性、信頼性、経済性の向上に努めることは当然のこととして、核燃料サイクルのフロントエンド及びバックエンド対策を整備・充実していく必要がある。このため、使用済燃料の再処理により回収されたウラン・プルトニウムの軽水炉における利用の推進及び高レベル放射性廃棄物の処分事業の推進にも継続的に取り組んでいる。さらに改良型軽水炉や次世代技術に位置づけられる高速増殖炉技術についても着実な研究開発を進めている。

原子炉や加速器等の発生する放射線やRIは、現在、医療・工業・農業・食料安定供給確保等の様々な分野で利用され、国民の生活の質の向上に貢献している。また、こうした利用技術とその科学の普及は、国際協力の重要課題として取り上げられ、推進を図ってきており、これにより開発途上国の発展に貢献している。こうしたことを踏まえ、この分野の技術の高度化を目指した研究開発の重要性が認識されており、このための活動が着実に進められている。

基礎・基盤研究の一環として、原子力エネルギー利用技術に大きな革新をもたらす可能性に着目して、革新炉や原子炉の非電力利用に関する研究開発や、核融合によるエネルギー生産技術に関する研究開発が推進されている。また、原子力研究開発施設として

整備している研究用原子炉、加速器等は、原子力研究のみならず、基礎科学技術の研究開発、特にライフサイエンスやナノテクノロジーなどの我が国の今後の発展基盤の形成に寄与すると期待されている最先端科学技術の研究開発に欠かせない研究インフラとなっているので、着実に維持・整備が図られてきている。

原子力研究開発をめぐるのは、国際熱核融合実験炉（ITER）計画や次世代原子力システムの研究開発活動のように、多くの国々が連携・協力してこれを行う動きが広がりにつつある。我が国は、安全の確保と核不拡散を前提に、関係国の相互裨益の追求や人類の福祉の向上に共同して貢献する観点から、2国間協力、多国間協力や国際機関を通じて、こうした取組を主導し、あるいは積極的に参加してきている。

我が国は、原子力の研究開発利用を厳に平和の目的に限り、非核三原則を堅持しつつ、核兵器廃絶の実現を目指す立場から、国際機関や関係国と連携・協力して、核軍縮外交や国際的な核不拡散体制の強化に積極的に取り組んできている。

原子力施設の立地地域においては、原子力施設の立地をより長期的、広域的、総合的な地域振興につなげていくため、立地地域と原子力事業者等が共に発展して「共生」という共存共栄の考えが重視されるようになってきており、立地地域において主体的に自らの発展を目指したビジョンの構築が始められており、これに構想段階あるいは実施段階から、事業者等がパートナーとして関与していくことも行われ始めている。

2. 平成18年度の施策の重点事項

以上の基本認識を踏まえれば、平成18年度は引き続き原子力施策が多面的に行われる必要があるが、その重点事項を次のように定める。なお、その実施に当たっては効果的・効率的になされることを求めるものとする。

2.1 原子力安全確保の高度化

安全確保活動に対する国民の信頼回復のため、原子力事業者は、原子力安全や労働安全を含むリスク管理活動及びその品質保証体制の充実を図り、国は、安全研究を着実に推進してその成果を反映することも含めて、安全規制をより効果的・効率的なものとするよう取り組む。

安全目標案の具体化を目指した性能目標の検討の推進、リスク情報の効果的な活用に必要な検討の実施。

原子力安全確保に向けて特に必要な研究成果を得るために重点的に進めるべき研究が提示されている「原子力の重点安全研究計画」を着実に実施する。

効果的・効率的な安全規制活動を充実するとともに、防災演習を実施し、その結果を踏まえて、原子力防災資機材の整備、各種マニュアルの作成・見直し等、防災対策の一層の充実を図る。

安全規制・基準の国際的調和を図るために、IAEA等国際機関との連携・協力を実施するとともに、アジア地域等を対象とした原子力安全分野での国際協力を推進する。

2.2 原子力発電と核燃料サイクル

地球温暖化対策等に寄与する原子力発電が、長期にわたって我が国のエネルギー自給率の向上に役立つ基幹電源であり続けるよう、国と事業者は、それぞれの役割分担を踏まえつつ、協力して課題の解決に取り組む。具体的には、第一に高経年化対策の充実を図りつつ、安全確保を大前提に既存の原子力発電システムの性能を向上させる。第二に、使用済燃料を再処理して回収されるウラン・プルトニウムの軽水炉における利用を推進し、高レベル放射性廃棄物の最終処分事業をはじめとする核燃料サイクルのバックエンド事業への取り組みを着実に進める。第三には、将来の軽水炉リプレース時代に備えて、改良型軽水炉の開発に向けた検討を開始する。さらに、これらの取組を支える原子力産業の技術や人材の確保・高度化に向けて取り組む。

高経年化対策など既存の軽水炉システムの安全性・信頼性・経済性を一層向上させる研究開発の支援。

全炉心に混合酸化物（MOX）燃料を装荷することに伴い必要となる軽水炉技術開発、ウラン濃縮事業の高度化に向けた技術開発、MOX燃料加工技術の確証試験の支援。

TRU廃棄物との併置処分の妥当性の検討を含む高レベル放射性廃棄物の安全な地層処分にに向けた取り組みの推進。

我が国独自の次世代軽水炉の開発に向けてフィージビリティ・スタディ等を実施。

電気事業者・メーカー、地元の企業・教育機関等のネットワークを活用した原子力産業の人材育成への支援を実施。

2.3 高速増殖炉サイクル等、原子力エネルギー利用技術の多様な展開

エネルギーセキュリティの向上や循環型社会の目標達成を一層目指すなど、原子力エネルギー利用技術の一層の高度化を図るため、高速増殖炉とその核燃料サイクル技術の研究開発を着実に進める。また、原子力エネルギー利用技術に革新をもたらす可能性のある革新的原子炉や、高温ガス炉を用いた水素製造など非電力分野への利用技術、核融合等に関する研究開発を、実用化に至る長期展望を踏まえ、国際協力も活用して戦略的に推進する。

高速増殖原型炉「もんじゅ」の改造工事の着実な推進。FBRサイクル実用化戦略調査研究のフェーズ「の成果の取りまとめの評価を踏まえて、実用化に向けた研究開発を推進。

核融合研究については、ITER計画を進めるとともに、国内の研究がITER計画と有機的に連携する体制を構築し、適正な規模で推進。

原子力エネルギー利用推進に有用な革新技術について、原子力分野の人材育成、技術基盤の維持・発展も考慮しつつ、競争的資金制度による提案公募事業を推進。

2.4 国民生活に貢献する放射線利用

医療・工業・農業・食料安定供給確保等の様々な分野において放射線技術の利用が安全を確保しつつ行われるように、所要の措置を講ずるとともに、それらの技術の利便性や性能の向上、応用分野の拡大に向けた研究開発活動を進める。

医療分野における重粒子線がん治療等について、更なる普及促進のための人材育成とともに研究開発を推進。

工業分野における産業振興に貢献する放射線利用技術の研究開発を適切に評価・選択しつつ実施。

食料の安定・安全な供給に貢献するため、放射線育種等や放射線を利用した病害虫根絶事業を実施。

2.5 新しい知識や科学技術概念の創出を目指す原子力研究開発

基礎・基盤研究を推進するとともに、原子力研究開発や最先端の科学技術活動に欠かせない加速器や原子炉等を維持・整備し、これらを国民生活の質及び人類社会の福祉の向上に貢献する科学技術の活動に供する。また、これらの活動に必要な人材の育成を図る。なお、技術革新を生み出すという観点から、これらの研究開発の実施にあたっては、他分野との交流や関連分野との連携・協力を十分に留意することが重要である。

原子力に関する基礎基盤研究を着実に推進。

量子ビームテクノロジーなどを利用した最先端科学技術の研究開発とそれに欠かせない研究（技術革新）インフラの維持・整備を進める。特に、大強度陽子加速器計画（J-PARC）については、建設を着実に進めるとともに幅広い分野での利活用のあり方等の検討・準備を進める。

原子力の研究開発及びその利用を安全かつ着実に進めていくためには、人材の育成・確保が重要な課題であることから、特に大学における教育・研究がその中核になるものとの認識の下に、日本原子力研究開発機構と連携した大学の教育・研究を支援。

2.6 原子力研究開発利用に関する国際協力

我が国が第一級の研究を進めている分野での国際COE化等を目指した国際協力を進める。アジア地域をはじめとする途上国の、原子力利用を通じての技術及び経済社会基盤等の向上活動に対しては、その原子力開発利用の状況やニーズに応じた効果的な協力を進める。

ITER計画を6極間で合意される協力枠組みにより推進。

「第4世代原子力システムに関する国際フォーラム」(GIF)、国際原子力研究イニシアティブ(I-NEERI)などの研究開発に関する協力活動を実施。

国際公共材の整備、国際協調の観点から国際原子力機関(IAEA)等の国際プロジェクトに貢献。

アジア原子力協力フォーラム（FNCA）を活用し、原子力政策、放射線利用等技術協力及び人材育成等に関する国際協力を推進。

2.7 核不拡散の国際的課題等に関する取組

国際機関や関係国と連携・協力して、保障措置制度及び核物質、放射線源のセキュリティ体制の充実を進めるとともに、国際的な核不拡散体制の強化に向けた議論等に積極的に参加していく。また、我が国の政策的スタンスについて、国際的な発信に努めることが重要である。

核兵器不拡散条約、日・IAEA保障措置協定等に基づき我が国に課せられた国際的な義務である保障措置を着実かつ誠実に実施。

多国間及びIAEA等の国際機関の核兵器不拡散体制の強化に向けた活動への協力を実施。

我が国の政策についての国際的な情報発信を実施。

2.8 原子力と国民・地域社会との共生

国と事業者は、原子力平和利用活動の意義はもとより、それぞれの安全規制、安全確保活動に関し、「広聴・広報」活動を通じて国民との相互理解を深める。特に、リスクコミュニケーション活動を充実・強化し、適切な安全確保活動がなされていることに対する信頼の醸成を図るとともに、自らを顧みることにつなげていく。

国は、立地地域の地域振興に対する支援策を、立地地域が主体的にビジョンを構築し、原子力事業者や研究開発機関と共存共栄していくという「共生」を目指す観点から、地域特性を踏まえて行われる自助努力の支援にむけて充実する。この場合、原子力事業者や研究開発機関にもパートナーとしてこれに積極的に協力することを期待する。

原子力政策や安全規制政策に関する効果的な広聴・広報活動を効率的に実施。

規制制度、安全確保対策や災害対策についての情報提供を徹底し、双方向コミュニケーションを強化する等、リスクコミュニケーション活動を充実・強化する。

エネルギー・原子力教育、電力の生産地と消費地の相互理解支援活動等を充実。また、市民参加型の懇談会を引き続き開催し、原子力政策の策定プロセスへの市民参加を促進。各地域との相互理解活動を行うなど新計画策定後のフォローアップを行う。

平成15年度下期に創設した、従来の交付金制度を統合し幅広く柔軟に利用できる電源立地地域対策交付金制度に基づく、地域の実情に応じて描かれる多様な地域活性化策のための様々なニーズへの対応。

第三段階核融合研究開発基本計画における 今後の核融合研究開発の推進方策について

平成17年11月1日
原子力委員会決定

我が国の核融合研究開発は、現在、第三段階核融合研究開発基本計画（平成4年6月9日原子力委員会決定、以下「第三段階計画」という）の下に進められている。第三段階計画の策定以来10年余りが経過し、その間、研究の著しい進展が見られる等、核融合研究開発は、これまでの進捗の状況をレビューし、今後の展開を検討すべき時期に至った。

このことから、当委員会は、第三段階計画の進捗状況について総合的なチェック・アンド・レビューを実施するとともに、その結果を踏まえた今後の核融合研究開発の推進方策について検討することとし、核融合専門部会にこれを付託した。核融合専門部会は、第三段階計画の目標に合致したトカマク型実験炉である国際熱核融合実験炉（ITER）のサイトが決定され、ITER計画の具体化が図られる等の調査審議期間中の進捗も勘案しつつ、この検討を行い本年10月に報告書「今後の核融合研究開発の推進方策について」をとりまとめた。

同報告書は、チェック・アンド・レビューの結果、（1）トカマク方式については、ITERの建設に必要な研究開発において我が国が主要な役割を果たして、ITERの工学設計が確定するとともに、次段階につながる研究開発計画を具体化するための基盤が形成された、（2）トカマク方式以外（ヘリカル方式とレーザー慣性閉じ込め方式等）においては学術研究として研究が着実に進展した、（3）核融合炉工学技術が着実に進展するとともに、その成果はナノテクノロジー・材料、ライフサイエンス、情報・通信、環境分野等多くの産業分野に波及効果をもたらしたと評価し、核融合研究開発は第三段階計画に沿って着実に進展していると結論している。その上で、同報告書は、研究開発の効果的かつ効率的推進の観点及び高い経済合理性の追求の観点から、原型炉の目標を一定の経済性を有するものとするを含め、今後の核融合研究開発の推進方策を示している。

当委員会は、中核装置であるITERの建設に向けて具体的な取組を進めることとなった現時点以降における第三段階計画については、この報告書に示された推進方策に基づいて推進されるべきものとする。なお、状況の変化が生じた際には、当委員会において再び核融合研究開発の基本方針についてチェック・アンド・レビューを行うこととする。

原子力委員会の「原子力政策大綱」に関する対処方針について

平成17年10月14日

閣 議 決 定

政府は、原子力委員会の「原子力政策大綱」(平成17年10月11日原子力委員会決定)を原子力政策に関する基本方針として尊重し、原子力の研究、開発及び利用を推進することとする。

国際原子力機関第49回総会
日本政府代表演説

1. 序

議長、

日本政府を代表して、閣下が国際原子力機関第49回通常総会の議長に選出されたことを心からお祝い申し上げます。貴議長の豊富な国際的経験と卓越した指導力によって、本総会が実り多きものとなることを確信しております。また、ペリーズが新たに加盟国となったことを心から歓迎します。

議長、事務局長、御列席の皆様、

核不拡散と原子力の平和的利用の両面を司る I A E A の役割は、年々その重要性を増してきております。この観点から、過去2期8年に亘って I A E A の発展に貢献したエルバラダイ事務局長の指導的役割を高く評価するとともに、今次総会においてエルバラダイ事務局長が事務局長に再選されたことに心から祝意を表します。

2. 核不拡散体制の強化

議長、

本年2005年は、人類史上初めて核兵器が使用されてから60年目に当たります。しかし、核兵器の脅威は過ぎ去った昔の話ではありません。今日、北朝鮮等の核問題が深刻化し、核拡散の地下ネットワークの存在が明らかになり、核兵器や核物質がテロリスト等の非国家主体に拡散する危険性が増すなど、国際的な核不拡散体制は重大な挑戦に直面しております。不拡散体制の強化は、国際社会が緊急に取り組むべき最重要課題の一つです。

そのような状況の中、本年5月のNPT運用検討会議は、残念ながら実質的事項に関する合意文書を作成することはできませんでしたが、少なくともNPTの重要性に疑問を呈する国が全くなかったことは心強いことでした。今、国際社会は、核軍縮と核不拡散へのコミットメントを新たにすることが強く求められています。

我が国は、唯一の被爆国として、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」との非核三原則を堅持しております。被爆60周年の本年、我が国は、国際的な軍縮・不拡散への取り組みを一層強化する決意を新たにしております。

議長、

I A E A が国際的な核不拡散体制を支える要であることは言うまでもありません。現行の核不拡散体制の「抜け穴」を塞ぎ、不拡散体制を強化することは、国際社会全体の責務であり、I A E A はこのために果たし得る大きな役割を担っています。この観点から、現在行われている濃縮・再処理の移転の制限に係る議論や核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチは、機微な技術等の拡散を如何に防止するかという問題意識に

基づくものであり、我が国はこうした問題意識を十分に共有するものです。我が国としては、今後とも、これらのイニシアチブに関する議論には積極的に参画する考えです。ただし、後者について検討を行う際には、国際的な核不拡散体制の強化に資するか否か、NPT上の義務を誠実に履行し、高い透明性をもって国際社会の信頼性を得て原子力の平和的利用を行っている国のかかる活動を不必要に制約することにならないか等について、十分に精査することが必要と考えます。

核不拡散体制の強化のためには、IAEA保障措置を強化することが必須です。我が国は、核不拡散体制強化のための最も現実的かつ効果的な方途は追加議定書の普遍化にあると確信し、そのための努力を継続しています。アジア不拡散協議を始め、アジア地域を中心として積極的なアウトリーチ活動を展開しており、本年10月に豪州で開催される追加議定書促進のためのセミナーにも我が国の専門家が参加する予定です。本年、追加議定書の発効国がIAEA加盟国の半数に達したことは大きな進展であり、今後の普遍化の加速化を期待させるものです。私は、改めて、追加議定書未締結国に対して、早期の締結を呼びかけます。また、この観点から、本年6月のIAEA理事会で設立が決められた保障措置及び検証に関する委員会の活動に期待しております。

我が国においては、昨年9月より統合保障措置が実施されておりますが、我が国は引き続き保障措置の厳格な適用に最大限協力を行い、他国に範を示していきたいと考えております。統合保障措置は、IAEAの限られた資源を有効に活用するとの観点からも有益であり、IAEAと保障措置実施国との更なる努力によって、統合保障措置が今後より多くの国に適用されることを期待します。

3．北朝鮮及びイランの核問題

議長、

原子力の平和的利用を行うには、IAEAの保障措置を誠実に遵守すること等を通じて、その原子力活動に関する透明性を確保し、国際社会の信頼を得ることが大前提です。

このようなIAEAの保障措置を今まで受け入れることなく行われてきた北朝鮮の核計画は、NPT・IAEA体制を礎とする国際的な核不拡散体制への深刻な挑戦であり、この問題の平和的解決は国際社会全体にとっての喫緊の課題です。先般、第4回六者会合において、六者会合が達成すべき最終的な目標を示す共同声明に合意できたこと、また、その中で北朝鮮が全ての核兵器及び既存の核計画の放棄にコミットしたことは、北朝鮮の核問題の平和的解決へ向けた第一歩となる、重要な具体的成果であり、わが国としてもこれを歓迎しています。今後、関係六者が今回の合意を迅速かつ着実に実行に移していくことが大事であり、特に、廃棄の具体的な手順や検証措置の詳細等についての具体的な合意の実現に向け、引き続き建設的に対話を進める必要があると考えています。

また、イランの核問題については、去る24日、イランの保障措置協定違反を認定するとともに、イランに対してI A E Aへの更なる協力とウラン濃縮関連・再処理活動の再停止等を求める内容を含むI A E A理事会決議が理事国の多数の支持を得て採択されました。これは、国際社会がイランに対して明確なメッセージを発出したものであり、イランの核問題を引き続き交渉によって解決していくための重要なステップとして、わが国としても評価しています。イランが今回の決議を重く受け止め、真摯に対応することを強く求めます。わが国としては、イランが、累次のI A E A理事会決議のすべての要求事項を誠実に履行するとともに、E U 3との交渉プロセスに復帰することを改めて強く求めます。

4．核セキュリティ対策

議長、

米国における9・11事件を契機として、核テロリズムの脅威は、国際社会が早急に取り組むべき重要な課題となりました。核兵器や核物質等がテロリストの手に渡ることを防止するためには、国際社会が一致団結して核セキュリティの問題に取り組むことが不可欠です。

この観点から、我が国は、本年4月の国連総会において「核によるテロリズム行為の防止に関する条約」が採択されたこと、更に本年7月のウィーンでの会議において「核物質の防護に関する条約」の改正が採択されたことを歓迎します。両条約は、核テロ対策の強化に向けた国際社会の断固たる姿勢の証として、極めて有意義なものであると高く評価しています。我が国は、核テロ防止条約に署名したところであり、両条約の早期発効に向け、我が国としても早期の締結に向けた検討を進めています。各国に対し、両条約の早期締結と早期実施を呼びかけます。

我が国は、核セキュリティ基金の積極的な活用を継続する考えです。諸般の調整が前提となりますが、明年、我が国は、東京において、I A E Aが主催するアジア・太平洋地域における核セキュリティ対策向上のためのセミナーをホストしたいと考えております。

また、放射線源の管理も重要です。各国が、放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範及び輸出入ガイダンスへのコミットを強化するよう求めます。

5．原子力の平和的利用

議長、事務局長、御列席の皆様、

原子力発電は、供給安定性に優れ、地球温暖化の防止にも寄与する貴重なエネルギー源として、その重要性を増しています。放射線の医療、農業、工業分野における利用は、国際社会の経済的・社会的発展にとって極めて有益であることは言うまでもありません。

原子力の平和的利用の分野においても I A E A の役割には大きなものがあります。特に、I A E A の開発途上国に対する技術協力は、様々な分野における放射線利用を促進する観点から極めて重要です。我が国は、技術協力基金への拠出を100%実施している数少ない国の一つであり、各加盟国に対して、技術協力基金への拠出が遅滞なく完全に行われることを強く希望します。同時に、被援助国側に対しても相応の責任を果たすことを改めて求めます。

また、我が国は、原子力科学技術研究・開発・訓練地域協定に対しても積極的な貢献を行っているほか、本年12月には、東京においてアジア原子力協力フォーラムの大臣級会合が開催される予定になっています。

我が国は、原子力発電を基幹電源と位置付け、原子力発電の特性を一層有効に活用するために、高い透明性を確保しつつ、核燃料サイクルの確立を積極的に推進しています。現在、今後10年程度を見据えた、我が国の原子力政策についての基本目標、共通理念及び基本的考え方を示した新たな「原子力政策大綱」を策定中ですが、その中で、核燃料サイクルについては、その確立を目指すとの従来の方針を再確認しています。

前回の総会以降、我が国においては、六ヶ所村の再処理工場のウラン試験が開始されたこと、高速増殖炉「もんじゅ」の改造工事が開始されたこと等、大きな進展がありました。安全の確保を大前提に核燃料サイクルを着実に進めていきます。

原子力の将来を展望した活動も重要です。核融合エネルギーの実現に向けた I T E R 計画は、本年大きな一歩を踏み出しました。我が国は、同計画において重要な研究拠点として準ホスト国と言うべき地位となり、関係各極との協力の下、その役割を十全に果たしていきたいと考えます。

6．原子力安全

原子力の平和的利用を推進するためには、安全確保が大前提です。我が国は、原子力の安全性の向上のために最大限努力する決意です。また、我が国は、原子力安全に関する国際協力を重視し、I A E A のこれまでの取り組みを高く評価するとともに、今後とも積極的に貢献していく考えです。

7．放射性物質の輸送

原子力の平和的利用のためには、放射性物質の円滑な輸送が不可欠です。特に、放射性物質の国際輸送は、国際法上確立した「航行の自由」の権利に基づいた活動です。我が国は、その実施に当たっては、関連国際機関が定めた国際基準に従って、最大限慎重な措置を講じており、これまで30年以上に亘り、安全裡に輸送を実施してきました。また、輸送国と沿岸国との信頼醸成を図るための対話を今後とも継続する考えです。

また、我が国は、本年、我が国の放射性物質の輸送に係る安全規制の実施状況を評価するため、I A E A の輸送安全評価サービスを受け入れる予定になっています。

8. IAEA行財政

IAEAがその期待される役割を果たすためには、十分な財政的裏付けが必要です。そのため、我が国は、保障措置予算の増額を含む来年度の通常予算を支持しました。他方、事業の優先順位設定と経費削減によって予算の一層効率的な運用を図るよう、IAEA事務局の引き続いての努力を求めたいと思います。また、IAEA事務局に対しては、邦人職員の増強に関しても十分な理解と協力を求めます。

9. 結語

議長、

このように重要な課題が山積する中で、IAEAに対する期待は益々高まっております。私は、IAEAがその重要な使命を達成するよう我が国としても積極的に貢献していくことを確約し、演説を終わります。

御清聴ありがとうございました。

(了)

第6回アジア原子力協力フォーラム大臣級会合 閉会挨拶

平成17年12月1日

内閣府科学技術政策担当大臣

松田 岩夫

第6回FNCA大臣級会合の閉会にあたり、ご挨拶申し上げます。本日は、各国大臣を含む参加者の皆様の熱心な御議論をいただき、誠にありがとうございました。

各国から原子力の研究、開発及び利用が着実に進められているとの報告があり、FNCAの下での協力がそれに対して重要な役割を果たしていることに強い感銘を受けました。

また、アジア地域における今後のエネルギー需要が大きく増大することが見込まれる中で、原子力発電など原子力のエネルギーとしての利用が益々重要になります。この点についても、本FNCAにおける「アジアの持続的発展における原子力エネルギーの役割」検討パネルは時宜を得ており、今後、活発な議論が行なわれることを期待しております。

本日の主要テーマの一つであった人材問題は、今後のアジアにおける原子力の研究開発利用の重要な課題であることは論を待ちません。本会合において、参加各国の教育訓練機能の有機的なネットワークを構築するANTEP（アジア原子力協力連携プログラム）の基本構想やその進め方などに関する合意が得られたことは、今後のアジアにおける人材交流を進める上で重要な一歩を踏み出したものと考えております。本日の成果を基に、本構想が更に発展し、FNCA各国の人材養成に本構想が大きく貢献することを強く期待しています。

また、本日は、原子力固有の問題から少し議論の幅を広げ、「科学技術と原子力」というテーマで議論を行ないました。原子力の研究開発及び利用を通して得られた政策的教訓とこれらが科学技術全般の政策課題といかに関わるかということについて率直な議論を行いました。研究開発の計画的な推進、科学技術の社会における受容、平和利用を担保するための枠組みなど原子力の研究、開発及び利用における課題と先端科学技術に取り組む際の課題に多くの共通課題があることを見出しました。私は、このような議論を通じて、アジア地域において、更に国際協力を進展させるために、原子力分野のみならず科学技術政策全般に幅を広げ、大臣級で率直な政策対話を行うことの意義を強く認識しました。

今後ともF N C Aにおける活動を実りあるものとし、アジア地域での原子力の平和利用を推進するためにも、核不拡散体制の維持、強化は極めて重要な課題であり、この点については、F N C A参加各国の共通認識となっていることを確信しており、各国とともに国際的な枠組みの強化・充実に努めていくことが必要であると認識しました。

以上を持ちまして、我が国からの閉会に当たっての挨拶の言葉とさせていただきます。本日は、本当に最後まで、真摯なご議論まことにありがとうございました。次回はマレーシアでの開催となります。また、皆様とお会いできることを楽しみにしております。